



水分け石と

飯野若宮神社



飯野の若宮神社の境内にある「水分け石」と碑文



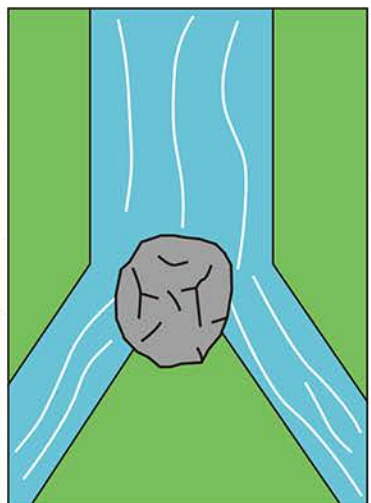
拝殿の彫刻は、国の重要文化財になっている千葉県成田山新勝寺の額殿なども手がけた名工、後藤勇次郎の手によるもの。安政三年(1856)の作。



若宮神社の本殿は、桃山時代の様式を遺す、江戸時代初期の作として、現在は市の指定文化財になっている。



若宮神社の位置



水分け石のイメージ

川扇状地において、水を求め続けた先人の姿を今に伝えています。
文／写真 文化財課

飯野の若宮神社の境内に、一見なんの変哲もない石が置かれています。その大きさは、幅九〇センチ、高さ四十五センチほど。これが、幾多の水争いの歴史を秘めた「水分け石」です。
「水分け石」は、その傍らに刻まれた碑文によれば、正保三年(一六四六)、水争いの絶えなかつた飯野村、築山村と有野村(後に飯野新田村も加わる)の用水の取り分を決め、争いを収めるために用水路の分岐点に据えられました。
しかしその後も、石の置き方によって水量が決まるため、関係する村々がこの石の位置を自分たちの村が有利になるように動かすことが度々あつて、争いが絶えることがありませんでした。明治二十二年(一八八九)、飯野新田が飯野村の合意なく、用水路を自らに有利なように改修して、飯野村への用水が滞つた事が発端となり、ついには飯野村と飯野新田の間で裁判にまで発展し、後に大審院(現在の最高裁判所)にまでもつれ込む騒ぎとなりました。
この訴訟のさなか、明治二十二年六月深夜、数百人ともいわれる飯野村の住民が押し寄せ、争いの元凶である「水分け石」を掘り起こして、飯野の氏神さんである若宮神社の境内に納めてしまふという事件がおこり、それ以来「水分け石」は、ここに安置されています。この事件によって、飯野村への用水は、無理やり確保されることになりましたが、警察沙汰となる大事件となりました。
裁判自体は、長い経緯のなかで飯野村の敗訴となつたようですが、現在、水道やスプリンクラーが整備され、水争いは過去のものとなっています。しかし「水分け石」は、俗に月夜でも焼けるといわれた干ばつ地帯であつた御勅使

※『白根町誌』には明治24年とある